

3. 被災者を守る

(1) 避難所等を開設する

避難所開設・運営マニュアルの策定

災害時に遅滞なく避難所を開設し避難者を収容するとともに避難所を円滑に運営するため、開設の準備や手順、支部員の役割や各避難所への配置や役割、運営の手法や機能について定める避難所開設・運営マニュアルを策定するとともに、担当する各支部員への周知徹底を図ります。

[担当課(班)：市災害対策本部市民生活班支部担当]

| 重要 | 緊急 | 時期 |
|----|----|----|
| A | A | A |

[事業年度：H23-H24]

支部設置・運営マニュアルの策定（再掲1-(8)- ）

福祉避難所施設の設置

要援護者は、生活スペースの確保や救援物資の受け取りなどが困難であるため、これらのケアが可能となる福祉避難所については現在1ヶ所定めているが、地域包括支援センターの5圏域で設置に努め、災害時に円滑な支援が行えるようにします。

[担当課(班)：長寿介護課・社会福祉課]

| 重要 | 緊急 | 時期 |
|----|----|----|
| B | A | A |

[事業年度：協議継続]

緊急収容施設の検討

大規模な災害が発生したため、避難所へ避難者を収容できなかった場合及び避難所が損壊したため避難者を収容できなかった場合のために、事前に野外収容施設の設置や民間の施設等を緊急収容施設として利用するための調査と検討を行います。

[担当課(班)：危機管理室]

| 重要 | 緊急 | 時期 |
|----|----|----|
| B | B | B |

[事業年度：H23-H24]

避難路・避難場所の見直しと整備（再掲1-(7)- ）

(2) 被災者等を避難誘導する

避難勧告・避難指示マニュアルの策定

災害時には、危険地域を対象に適切な避難勧告・避難指示の発令と確実な伝達が求められることから、円滑な発令と伝達を図り迅速な避難ができるように、避難勧告・避難指示マニュアルを策定します。

[担当課(班)：危機管理室]

| 重要 | 緊急 | 時期 |
|----|----|----|
| A | A | A |

[事業年度：H23-H24]

津波ハザードマップ等の見直しと配布（再掲1-(1)- ）

避難場所・避難経路等の周知徹底

災害時に迷うことなく迅速に避難行動ができるように、災害内容により異なる各地域の避難場所や安全な避難経路等を示したハザードマップの配布や地域での説明会やフィールドワークを実施することにより、住民等への周知徹底を図ります。

[担当課(班)：危機管理室]

| 重要 | 緊急 | 時期 |
|----|----|----|
| A | A | A |

[事業年度：継続事業]

標高表示標識・災害時統一標識の設置（再掲1-(1)- ）

災害時要援護者の避難支援体制の整備（再掲1-(3)- ）

競艇事業・運輸事業・地域バス事業の災害対応マニュアルの整備

多数の来場者や乗客を施設やバス等に収容している際に、災害が発生した場合において、来場者や乗客、従事員等の避難等の安全対策、現金や貴重品等の管理等についての災害対応マニュアルを整備します。

[担当課(班)：企業局競艇業務推進課・運輸事業課・交通政策室]

| 重要 | 緊急 | 時期 |
|----|----|----|
| A | A | A |

[事業年度：H23-H24]

外国人の避難支援

訪問あるいは在住のため、本市で被災した外国人への被災時の対応について、通訳者の登録、大使館等の公的機関の連絡先の確認など、事前に協議と準備を行いマニュアルを策定するなど、円滑な避難支援が行えるようにします。

[担当課(班)：危機管理室]

| 重要 | 緊急 | 時期 |
|----|----|----|
| B | B | A |

[事業年度：H23-H24]

警察・消防・消防団・自主防災会による避難誘導體制の整備

避難勧告・避難指示発令時に、安全で迅速かつ円滑に避難を行うためには、組織間の連携、役割分担調整等が重要であることから、関係機関と事前調整等を行い避難誘導マニュアルを策定するなど避難誘導體制を整備します。

[担当課(班)：予防課]

| 重要 | 緊急 | 時期 |
|----|----|----|
| B | B | B |

[事業年度：H23-H24]

防災行政無線等の整備（再掲1-(7)- ）

市公式ウェブサイト・テレビ鳴門の活用（再掲2-(2)- ）

「災害情報Eメール配信サービス」の登録促進と活用（再掲2-(2)- ）

携帯電話緊急速報メールの活用（再掲2-(2)- ）

広報車広報マニュアルの策定（再掲2-(2)- ）

(3)被災者を救助・収容する

高機能消防指令センターの整備

災害要請に迅速かつ正確に対応することで市民の身体・生命の確保のさらなる向上を図るため、消防庁舎の改築にあわせて、瞬時に発信地を特定できる発信地表示機能等を備えた最新の緊急通信指令施設を導入し、高機能消防指令センターとしての整備を行います。

[担当課(班)：予防課]

| 重要 | 緊急 | 時期 |
|----|----|----|
| B | A | A |

[事業年度：H23]

防災資機材の整備（再掲1-(3)- ）

警察・消防・消防団等と連携した救出救護体制の整備

被災時の傷病者の救出・救護作業は、警察・消防・消防団・医師会・自主防災会などと連携して行うことから、健康福祉班と連携しながら救出救護マニュアルを策定するなど、救出救護体制を整備します。

[担当課(班)：予防課]

| 重要 | 緊急 | 時期 |
|----|----|----|
| B | B | B |

[事業年度：H23-H24]

応援体制・協力関係の構築（再掲1-(8)- ）

災害救助法適用申請マニュアルの策定

大規模災害時には、鳴門市による対策だけでは尊い人命と貴重な財産を守ることは困難であることから、遅滞なく国や県の助力を得るために災害救助法適用申請マニュアルを策定します。

[担当課(班)：危機管理室]

| 重要 | 緊急 | 時期 |
|----|----|----|
| B | B | A |

[事業年度：H23-H24]

自衛隊派遣要請マニュアルの策定

大規模災害時において被害の最小化を図るには、機動的・専門的な災害対策能力を持つ自衛隊の早期な派遣要請が必要となることから、その基準と手法を明確化することにより遅滞なく派遣要請が行えるように自衛隊派遣要請マニュアルを策定します。

[担当課(班)：危機管理室]

| 重要 | 緊急 | 時期 |
|----|----|----|
| B | B | A |

[事業年度：H23-H24]

防災行政無線等の整備（再掲1-(7)- ）

市公式ウェブサイト・テレビ鳴門の活用（再掲2-(2)- ）

「災害情報Eメール配信サービス」の登録促進と活用（再掲2-(2)- ）

携帯電話緊急速報メールの活用（再掲2-(2)- ）

死体の収容・処理・埋葬マニュアルの策定

災害により亡くなった市民等の遺体の捜索と収容、処置と安置、身元確認、埋火葬の検討、遺骨・遺品等の一時保管等について、人員と資機材の確保、関係機関との連携等に関するマニュアルを作成します。

[担当課(班)：危機管理担当・市民協働推進課]

| 重要 | 緊急 | 時期 |
|----|----|----|
| B | B | A |

[事業年度：H23-H24]

(4)被災者の救急医療を行う

医師会等との連携

被災時に負傷者へ適切な医療行為を行うため、今後も医師会との応援協力協定の締結に関する協議を行うとともに、医師会等と応援協力要請マニュアルを策定するなど、円滑な応援協力が得られるように連携を図ります。

[担当課(班)：健康づくり課]

| 重要 | 緊急 | 時期 |
|----|----|----|
| A | A | B |

[事業年度：H23-H24]

負傷者等の救急医療体制の整備

被災時に負傷した市民等への救急医療を行うため、医師会に医療機関の被災状況の確認、医師のトリアージ(重傷度・緊急度による分類)による医療順位決定手順等を定める救急医療マニュアルを策定するなど、負傷者等の救急医療体制を整備します。

[担当課(班)：健康づくり課]

| 重要 | 緊急 | 時期 |
|----|----|----|
| B | B | B |

[事業年度：H23-H24]

災害時医薬品等の確保

災害時には、多量の医薬品と医療資機材等が必要となるため、医師会・薬剤師会への協力依頼、県薬務課・保健所への調達・斡旋要請などを定めた、医薬品等の調達マニュアルを策定し、災害時に医薬品等を円滑に確保できるようにします。

[担当課(班)：健康づくり課]

| 重要 | 緊急 | 時期 |
|----|----|----|
| B | A | B |

[事業年度：H23-H24]

応援体制・協力関係の構築(再掲1-(8)-)

応急救護所設置マニュアルの策定

災害時に、多数の負傷者が発生し、医療施設に収容できなかったり、医療施設の損壊等で医療機能の低下を招き収容できなかった場合は、応急救護所を設置し医療行為を行う必要があることから、応急救護所設置マニュアルを策定します。

[担当課(班)：健康づくり課]

| 重要 | 緊急 | 時期 |
|----|----|----|
| B | B | B |

[事業年度：H23-H24]

(5) 緊急輸送体制を確保する

道路橋梁耐震化の推進（再掲1-(7)- ）

道路交通応急対策マニュアル・協力要請マニュアルの策定
負傷者の搬送、支援物資の搬送などを行うには、車輛の通行が可能な輸送路の整備が重要であることから、道路交通応急対策マニュアル、協力事業者への協力要請マニュアルを策定し、輸送路の応急整備と応援協力が得られるように努めます。

[担当課(班)：土木課]

| 重要 | 緊急 | 時期 |
|----|----|----|
| A | A | A |

[事業年度：H23-H24]

被災者・災害応急対策要員の輸送体制の整備

災害時に、被災者の避難所への輸送や災害応急対策要員の被災地への輸送を円滑に行うため、「東南海・南海地震防災対策計画」に被災者・災害応急対策要員の輸送について対応策を追加するとともに、輸送マニュアルを策定するなど被災者・災害応急対策要員の輸送体制を整備します。

[担当課(班)：運輸事業課]

| 重要 | 緊急 | 時期 |
|----|----|----|
| B | B | A |

[事業年度：H23]

災害用ヘリポートの確保

災害時には、道路の寸断等で車輛による被災者の救護や搬送が不可能となる場合があるため、既に指定している3箇所のヘリポートに加え、小中学校の校庭等について、これまでの協議結果をもとに確認を行うなど、非常時の災害用のヘリポートの確保を図ります。

[担当課(班)：危機管理室]

| 重要 | 緊急 | 時期 |
|----|----|----|
| B | B | B |

[事業年度：H23-H24]

災害時応援協定等の締結（再掲1-(6)- ）